下松市上下水道局建設工事等指名競争入札参加心得

平成２９年７月１日
下松市上下水道局

（目的）

第１条　下松市上下水道局が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、下松市契約規則（平成２７年下松市規則第７号。以下「規則」という。）、下松市建設工事等指名競争入札に関する規程（昭和４６年６月２１日訓令第４号）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

（入札等）

第２条　入札参加者は、この心得、入札通知書、図面（以下、「設計図書」という。）及び現場等を熟覧の上、入札に参加しなければならない。

２　入札参加者は、設計図書及び現場等について疑義があるときは、指定期日までに工事内容質問書を提出することができる。

３　入札参加者は入札会場内での私語を慎むこと。また、携帯電話の使用は禁止する。

４　入札執行時間に入札会場内に入場していない者は、失格とする。ただし、天災等不測の事態による場合は、入札の執行をも含め入札執行職員の判断によるものとする。

５　入札参加者は、入札書を作成し入札金額が見えないように折りたたみ、係員の指示に従って提出すること。

６　工事に係る入札（単価による入札に係るものを除く。）については、工事費内訳書を係員の指示に従って提出すること。

７　入札参加者が、代理人に入札させるときは、入札開始までに委任状を提出すること。

８　入札参加者は、入札書の提出後に入札書の書換え又は撤回をすることはできない。

９　入札書に記入する入札価格は税抜きとする。

１０　入札の実施回数は、入札通知書に定めるとおりとする。

（入札の辞退）

第３条　入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退の方法は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 入札執行前に辞退する場合は、入札辞退届を下松市契約監理課に直接又は郵送等（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。

(2) 入札執行中に辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

２　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、刑法（明治４０年法律第４５号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

２　入札辞退等により、初度の入札又は再度入札に参加しようとする者が１人となった場合は、入札の執行を取りやめる。

（失格）

第６条　入札参加者で、正当な理由がなく所定の時刻までに入札を行わない者は、その入札を行ったとき又は入札時刻が経過したときから失格とする。

（入札の無効）

第７条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 虚偽の申請を行った者がした入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 入札書等に入札参加者の氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のいずれかがない入札

(6) 入札書等に工事名等が入札通知書と一致しない又は記載されていない入札

(7) 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をしたものの入札

(10) 予定価格を事前公表している場合、これを超える入札

(11) 最低制限価格を事前公表している場合、これを下回る入札

(12) 指名停止期間中の者の入札

(13) 工事に係る入札（単価による入札に係るものを除く。）について、工事費内訳書を提出しない者の入札及び工事費内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札保証金）

第８条　入札保証金の納付は免除する。

（開札）

第９条　開札は、入札通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

２　開札は、入札の終了後直ちに入札参加者の前で行うものとする。

３　開札は、公開とする。

４　開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

（落札者の決定等）

第１０条　入札を行った者のうち、無効な入札をした者を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の１０第２項の規定による最低制限価格を設ける入札においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とし、最低制限価格未満の入札があったときは不落札とする。

また、自治令第１６７条の１０第１項の規定（いわゆる「低入札調査価格制度」）を適用する入札においては、別に定める低入札価格調査基準価格未満の入札があったときは、低入札価格調査基準にもとづき審査し、落札か不落札かを決めるものとする。

２　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

３　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

４　落札者を決定したときは、直ちに落札者に文書又は口答にてその旨を通知する。

（再度入札）

第１１条　入札回数が３回とされている場合においては、開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　予定価格を超える１回目の最低入札金額を公表することとし、２回目の入札で１回目の公表額以上で入札した者は３回目の入札参加資格を失うものとする。

３　無効入札とされた者、不落札とされた者は、その後の再度入札には参加できない。

４　予定価格及び最低制限価格の事前公表対象工事等は、再度入札は行わない。

（契約締結の中止）

第１２条　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は下松市若しくは下松市上下水道局の指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。

（異議の申立て）

第１３条　入札を行った者は、入札後この心得、設計書、設計図書、契約書等についての不明又は錯誤等を理由として異議を申立てることはできないものとする。

（入札書）

第１４条　入札書は下松市上下水道局指定のもの又は下松市上下水道局指定の様式で作成したものを使用するものとする。なお、入札封筒は使用しない。

附　則

この心得は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２６年４月１日から施行し、施行日以降に指名通知する入札について適用する。

附　則

この心得は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この心得は、平成２９年７月１日から施行する。